



「たばこ火災被害の低減対策に関する協議会」 最終とりまとめの公表

予防課

1 協議会設立の背景について

住宅火災の死者数は、平成17年の1,220人をピークに減少してきているものの、10年前（平成11年981人）と比較しても依然として高い水準（平成22年1,022人）が続いています。消防庁及び各消防機関等では、平成23年6月の「住宅用火災警報器」設置義務化の全面施行に向けた取組を総力で進めてきましたが、住宅火災による死者を一人でも多く減らすためには「火災の発生原因」そのものに着目した取組も重要であり、特に、発火源別死者数で例年1位となっている「たばこ」に関しては、これまで各消防機関において春秋の全国火災予防運動の機会をとらえ広報活動等を行ってきたところではありますが、今後はさらに一歩進んだ取組が求められています。

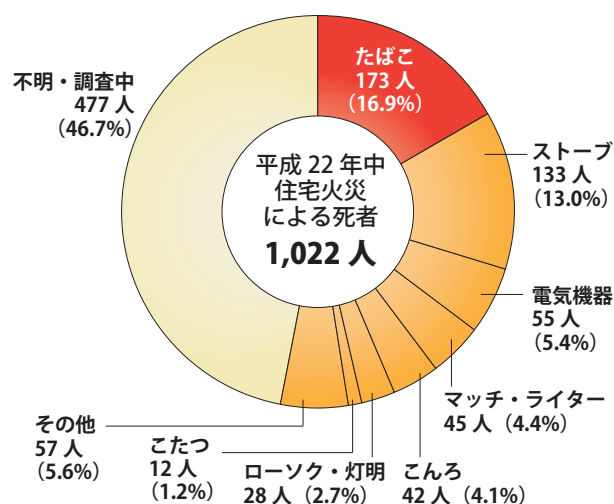
消防庁では、たばこ火災被害の低減に向けた取組の強化のため、消防機関及びたばこ関係者等とともに「たばこ火災被害の低減対策に関する協議会」を設立し、今後の火災被害軽減のあり方について協議を行っていくこととしました。

2 最終とりまとめの公表について

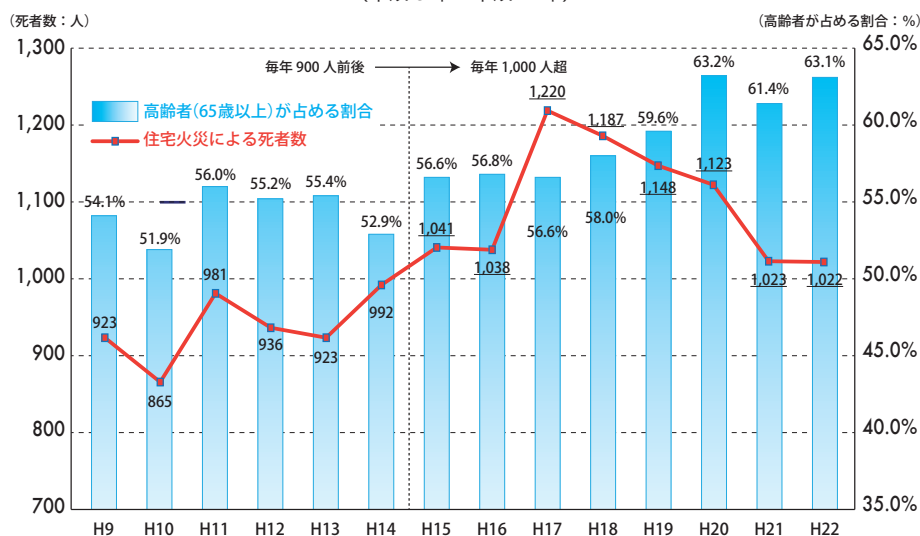
このたび、本協議会における協議結果を、最終とりまとめとして公表しましたので紹介します。

この最終とりまとめでは、低延焼性たばこ（米国、カナダ、オーストラリア、EU等において法令による義務化が施行）の火災抑制効果についての検討、消防機関とたばこ関係者の連携による注意喚起広報の強化等について、引き続き協力していくことが合意されています。

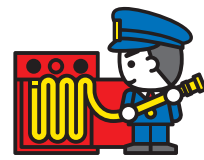
住宅火災の発火源別死者数



住宅火災による死者数の推移
(平成9年～平成22年)



・平成15年以降連続で死者数が1,000人超。→かつてない高い水準で推移。
・死者の約6割が65歳以上の高齢者。→高齢化の進展を反映して増加傾向。



「たばこ火災被害の低減対策に関する協議会」委員名簿

(議長)	たかくら のぶゆき 高倉 信行	消防庁審議官
(消防機関)	いとう かつみ 伊藤 克巳	東京消防庁防災部長
	わだ としあき 和田 敏章	大阪市消防局予防部長
	わだ まさみ 和田 雅巳	千葉市消防局予防部長
	ひぐち たかとし 樋口 孝利	全国消防長会事業部長
(たばこ関係者)	やました かずひと 山下 和人	日本たばこ産業株式会社執行役員 渉外責任者
	いのうえ さとし 井上 哲	フィリップ モリス ジャパン株式 会社コーポレート アフェアーズ ディレクター
	つじ りょうすけ 辻 了介	ブリティッシュ・アメリカン・タ バコ・ジャパン合同会社広報・渉 外企画統括部長
	ふなざわ やすひこ 樽澤 靖彦	社団法人日本たばこ協会専務理事
	いなも よしひと 稲毛 義人	全国たばこ販売協同組合連合会副 会長
(オブザーバー)	やばな しやうし 矢花 渉史	財務省理財局総務課たばこ塩事業 室長
	やない えいじ 箭内 英治	財団法人日本防災協会技術部審議 役・試験室長
	まつばら よしゆき 松原 美之	消防庁消防研究センター所長
	たむら ひるゆき 田村 裕之	消防庁消防研究センター技術研究 部大規模火災研究室長
	すずき けいこ 鈴木 恵子	消防庁消防研究センター技術政策 室主任研究官
(事務局)	消防庁予防課	

たばこ火災被害の低減対策に関する協議会 最終取りまとめ

平成24年3月
たばこ火災被害の低減対策に関する協議会

第1 はじめに

1. 日本における住宅火災による死者数は1,000人を超える高い水準で推移しており、とりわけ死者数に占める高齢者の率は増加傾向にある。住宅火災による死者数を発火源別に見ると、たばこが例年1位となっている。
2. 本協議会は、たばこ火災被害の低減を目指し、

諸外国の事例を参考にしつつ、たばこに係る出火原因の各要素（発火源、経過、着火物）に着目した総合的な強化方策を検討するため設けられた。

3. このような観点から、消防庁、消防機関の代表^{*1}、たばこ関係者の代表^{*2}等が参集して議論を進めてきたものであり、協議結果を取りまとめた。

※ 1 東京消防庁、大阪市消防局、千葉市消防局及び全国消防長会

※ 2 日本たばこ産業株式会社、フィリップ モリス ジャパン株式会社、ブリティッシュ・アメリカン・タバコ・ジャパン合同会社、社団法人日本たばこ協会及び全国たばこ販売協同組合連合会

第2 現状

1. 「発火源」としてのたばこの安全対策の現状

- (1) 米国・カナダ・オーストラリア・EU等においては、火災予防上効果を有すると見られる低延焼性たばこの法令による義務化が施行されている。
- (2) 日本においては、過去、米国向けの低延焼性たばこの製造は行われていたが、製造量はごく僅少であり、国内向けに販売は行われていなかった。
- (3) 低延焼性たばこの導入による火災抑制効果について、既に低延焼性たばこの義務化から数年が経過している米国やカナダにおいては、たばこ火災の死者数や件数の統計はあるものの、低延焼性たばこの火災抑制効果について複数の要因（喫煙率の低下や着火物の防災化の進展等）を加味した詳細な統計分析結果までは得られていない状況である。
- (4) たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約（たばこ規制枠組条約）に基づき、現在、締約国会議の決定を受けた作業部会において、低延焼性たばこの規制を含めたガイドライン作成の検討が行われており、平成24年秋の第5回締約国会議において審議される予定である。

2. たばこ火災に至る「経過」に着目した注意喚起活動等の現状

- (1) 消防機関においては、戸別訪問時の防火指導や全国火災予防運動、防災訓練等の機会を捉えた広報等により、たばこ火災を起こさないための生活習慣（寝たばこの防止や吸い殻の処理等）について、住民に対する注意喚起を継続的に行っている。
- (2) たばこ関係者においては、ポスター等の広告を用いて、公共空間における喫煙マナー向上の一環として、主として喫煙者に対して啓発活動（ポイ捨ての禁止や喫煙場所の確認等）に取り組んでいる。

3. たばこの「着火物」となりうる寝具類・衣類等に係る防災対策の現状

- (1) 消防機関においては、上記2の注意喚起の取組とあわせて、たばこによる着火を抑制し、火災の発生・延焼拡大及び着衣着火等による死者の発生防止に有効となる防災品（一定の防災性能を有する寝具類や衣類等）の普及促進に係る取組を継続的に行っている。
- (2) 米国や英国等においては、製品安全法令にてマットレス等の寝具類や子供用のパジャマ等の衣類などを対象とした防災規制が実施されている。
- (3) 日本においては、建築物等の火災予防上の観点から、消防法により劇場や百貨店などの特定用途防火対象物で使用するカーテン・じゅうたん等に限り、一定の防災性能を有する製品の使用を義務付けているが、一般家庭等における使用も含めた製品全般に係る規制体系はない。

第3 協議結果

1. 「発火源」に着目した対策の導入の検討

- (1) 日本においても低延焼性たばこの導入の要否に係る具体的な議論に向け、まずは、予め関係者間で合意が得られた実験条件のもとで、低延焼性たばこの火災抑制効果の測定結果を得ることとし、具体的には、消防庁消防研究センターを中心に消防機関、たばこ関係者等の知見を結集して、低延焼性たばこの火災抑制効果の検証を行うこととした。

- (2) この検証に関する検討の結果、低確率事象であるたばこの火災については、実際の火災の状況を再現する形での検証は困難という議論があり、検証方法についても、さらに学識経験者、有識者等多方面から幅広い知見を集約し、客観的な評価ができるよう引き続き検討することが必要と考えられた。

2. 「経過」に着目した対策の強化

- (1) 消防機関、たばこ関係者各自による注意喚起活動等の取組を引き続き進める必要がある。また、たばこ関係者においては、喫煙マナー向上の一環としての啓発活動に留まらず、火災予防の観点からの注意喚起広報に踏み込む必要がある。
- (2) 消防機関とたばこ関係者との連携を図りつつ、注意喚起広報の強化を図ることとして、平成23年11月の秋季全国火災予防運動にあわせ、「たばこ火災防止キャンペーン」を全国一斉に実施したところであるが、今後も、たばこ火災の増加する季節にあわせ、両方で連携した活動を実施する必要がある。

3. 「着火物」に着目した対策の強化

- (1) 米国や英国等の現状を踏まえれば、我が国においても防災規制の強化の要否の検討、並びに消防機関及びたばこ関係者において防災品の使用促進に向けた広報強化に取り組むことが必要である。
- (2) 消防庁の設置する「住宅防火推進懇談会」等の場を活用して、寝具類や衣類等の防災品のさらなる使用促進に向けた方策について、防災規制のあり方も含め議論を行う。

4. 今後の対策の検討に際しては、上記の1「発火源」、2「経過」、3「着火物」に関して総合的に検討していくことが望まれる。

第4 まとめ

以上の協議結果を踏まえ、本協議会に参集した消防庁、消防機関、たばこ関係者等は、平成24年度以降も、たばこ火災防止のため相互に協力していくことを確認した。